



令和2年3月吉日

お客様各位

千葉信用金庫

民法改正等に伴う 「しんきん法人インターネットバンキング利用規定」等の改正のお知らせ

平素より、千葉信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月1日に施行される民法改正等を踏まえ、「しんきん法人インターネットバンキング利用規定」、「法人ワントタイムパスワードサービス利用追加規定」ならびに「しんきん法人インターネットバンキング補償規定」を下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様も対象となります。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正日

令和2年4月1日（水）

2. 主な改正内容（下線部が変更、追加箇所）

(1) しんきん法人インターネットバンキング利用規定

イ) 申込の契約成立に係る条項の追加

4. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

ロ) 賠償責任に係る条項の追加

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

(6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

ハ) 強制解約に係る条項の追加

第14条 解約等

4. サービスの強制解約

(10) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
(11) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

ニ) 規定変更時の手続きの明確化

第17条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

(2) 法人ワнтаイムパスワードサービス利用追加規定

イ) 契約成立に係る条項の追加

第3条 利用申込及び利用開始

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

ロ) 利用料変更時の周知方法の明確化

第7条 利用料

3. 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

ハ) 規定変更時の手続きの明確化

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

(3) しんきん法人インターネットバンキング補償規定

イ) 既に払戻し等を受けている場合における補償の取り扱いの追加

第8条 補償要件等

4. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

ロ) 規定変更時の手続きの明確化

第11条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は、一切責任を負いません。

以上